

千葉県:建築物等の解体等の作業に関するお知らせ W450×H350

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:

届出先及び届出年月日		発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 住所	
労働基準監督署 都・道・府・県			年 月 日 年 月 日
調査終了年月日			年 月 日
看板表示日			年 月 日
解体等工事期間			年 月 日 ~ 年 月 日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 住所	
調査結果の概要[部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠]		現場責任者 氏名 連絡場所 TEL を石綿作業主任者に選任しています。	
		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他		
機種・型式・設置数			
排気能力(m ³ /min)			
使用するフィルタの種類及び そのその集じん効果(%)			
使用する資材及びその種類			
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法			
備考:			